

令和3年2月12日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課 御中

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

日頃より産業廃棄物処理に関するご指導を頂戴し厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチンの接種が2月半ばから始まるとの報道がされています。本連合会の正会員協会の会員企業より、接種の行為に伴い発生する廃棄物の処理等について以下のとおり照会を受けています。

質問内容は、環境省から回答いただきたいこと、及び厚生労働省に適宜ご確認の上環境省から回答いただきたいことに大別されます。

接種時期が迫っていますので出来るだけ早くご回答を頂戴できれば幸いです。ご回答いただける分からは順次お知らせいただいても結構です。

なお、ご回答内容は事務連絡として都道府県等にお知らせいただければ大変有難いと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

連絡先 連合会調査部次長 日浦朋子

1. 環境省から回答いただきたいこと

質問1：集団接種の行為により発生する廃棄物の扱いについて

医療関係機関等以外の場所での集団接種(学校の体育館、公民館、地区センター等における接種)が行われた場合、当該集団接種の行為により発生する廃棄物は感染性産業廃棄物に該当しますか？

医療機関以外の集団接種のための場所(以下「集団接種会場」という。)について、新たに診療所として開設する場合(※)には、当該集団接種会場は廃棄物処理法における診療所に該当し、当該集団接種会場において生じる廃棄物は感染性廃棄物に該当することが考えられます。

既存の医療機関が集団接種会場において巡回健診等として実施する場合は、診療所開設の手続きは要しませんが、当該集団接種会場を診療所に相当する場所とみなすことや、医療機

関等によって回収され医療機関等から排出されること等によって、感染性廃棄物として処理されることが望ましいです。

詳細は追って通知いたしますので、そちらを踏まえつつ個別の事情に応じて都道府県産廃部局の指導にしたがってください。

(※) 巡回健診等によらない場合、市町村が新たに一時的に開設する場合等

質問2：排出事業者は誰になるのかについて

上記の集団接種の行為により発生する廃棄物を感染性産業廃棄物として扱う場合、当該感染性産業廃棄物の排出事業者は誰になるのでしょうか？ また、病院等の医療関係機関等での接種の場合の排出事業者は医療関係機関等となると考えますがよろしいですか？

市町村が確保した会場等の集団接種会場で実施されるワクチンの接種は、既存の医療機関又は新規にその会場を診療所として開設する医療機関等（市町村が新たに一時的に開設するものも含む。）の医療事業によって実施されるものであり、その医療事業に伴って排出されるため、基本的にはその医療機関等が排出事業者と該当すると考えられます。

詳細は追って通知いたしますので、そちらを踏まえつつ個別の事情に応じて都道府県産廃部局の指導にしたがってください。

質問3：医療関係機関の従業員へのワクチン接種に係る廃棄物の扱いについて

現在既に処理契約を結んでいる医療関係機関等における医療従事者がワクチンを優先接種した場合、この接種に伴い発生する廃棄物については、既契約の範囲で良いのでしょうか？ それともワクチン接種に伴う廃棄物として新たな処理契約の締結が必要でしょうか？

市町村と既存の医療機関の委託契約の内容にもよると考えます。

環境省としては区別することで、廃棄物容器内の感染性廃棄物が少量の状態での排出され、廃棄物容器の数が増加し、中間処理施設のひっ迫を引き起こすおそれがあることから、区別しないことが望ましく、区別せずとも費用が明確に精算できる等、柔軟に対応できるようお願いしたいと考えます。

2. 厚生労働省に適宜ご確認の上環境省から回答いただきたいこと

質問4：委託処理に係る契約について

仮に集団接種（医療関係機関等におけるものを含む）の行為により発生する廃棄物の排出事業者が市町村であり、当該市町村が処理を外部に委託する場合、市町村による入札で処理委

託業者が決まるのでしょうか？

対応は市町村によると考えます。

質問5：処理費の請求先について

新型コロナウイルスワクチンの集団接種（医療関係機関等におけるものを含む）の場合、これに伴い発生する廃棄物の委託処理費の請求先は市町村でしょうか？ 一方、医療関係機関等での新型コロナウイルスワクチンの接種の場合、これに伴い発生する廃棄物の委託処理費の請求先は医療関係機関等でしょうか、それとも、市町村なのでしょうか？

ワクチン接種の実施に係る費用負担は廃棄物処理の費用も含めて、国が必要な財政措置を講じ、接種の実績に応じて市町村に交付されることとなります。

その費用の請求先は、市町村と医療機関等との個別の契約形態によると考えます。

質問6：産業廃棄物処理従事者が優先接種の人員となることを医療関係機関から要請された場合について

産業廃棄物処理従事者が優先接種の人員となることを医療関係機関から要請された場合、すなわち医療関係機関従事者における優先接種の人員リストの国への提出にあたり、感染性廃棄物の収集運搬運転者をリストに入れたいと医療関係機関から要請された際にはどのように対応すれば良いのでしょうか？

ワクチン接種において接種順位の上位に位置づけられているのは、「新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等」であり、医療機関の中でどの者が「直接」の者に該当するかは、その医療機関が個別の実態に応じて判断されますので、医療機関と御相談ください。

質問7：ワクチン接種に伴う廃棄物処理費の国の負担について

ワクチン接種についての費用は国の負担と報道されていますが、廃棄物処理費に係る費用も見込まれていますか？

質問5で回答したとおり、含まれています。

以上